◇**資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第三一号）（金融庁）

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二三年法律第四九号）の施行期日を平成二四年四月一日とすることとした。

◇**金融商品取引法施行令の一部を改正する政令**（政令第三二号）（金融庁）

一　投資運用業の規制の緩和

1　適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者の最低資本金の額を一、〇〇〇万円とすることとした。（第一五条の七関係）

2　適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者の全ての運用財産の総額の上限を二〇〇億円とすることとした。（第一五条の一〇の三関係）

3　適格投資家の範囲のうち金融商品取引業者と密接な関係を有する者として、当該金融商品取引業者の役員、一定の使用人及び親会社等を規定することとした。（第一五条の一〇の五関係）

二　有価証券とみなす権利の範囲の見直し

みなし有価証券とされる学校法人等に対する貸付けに係る債権から、銀行等のみが行う貸付けであって、銀行等以外の者への譲渡が禁止されているものに係る債権を除外することとした。（第一条の三の四関係）

三　その他

英文開示の範囲拡大等に伴う規定の整備等、所要の規定の整備を行うこととした。

四　この政令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二四年四月一日）から施行することとした。

法律

東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年二月十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第一号

東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律

東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律

第一条中「第五条第一項」を「第六条第一項」に、「及び第四条」を「から第五条まで」に改める。

第四条第二項中「規定により震災復興特別交付税額の一部を加算する前の」を「規定による震災復興特別交付税額の一部の加算がなかったものとした場合における同年度分の」に改める。

第五条第二項中「（東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」を「（東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」に、「東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律第五条第一項」を「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律第六条第一項」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（震災復興特別交付税額以外の額の一部の平成二十四年度における交付）

第五条　平成二十三年度分として交付すべき地方交付税のうち震災復興特別交付税額以外の額については、平成二十三年度特別会計補正予算（特第2号）により同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された地方交付税交付金の額から四千四百五十四億六千九百十五万円を控除した額と平成二十三年度特別会計補正予算（特第4号）により同年度の同特別会計の予算に計上された地方交付税交付金の額との合算額以内の額を、同年度内に交付しないで、地方交付税法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　川端　達夫

財務大臣　安住　淳

内閣総理大臣　野田　佳彦

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年二月十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三十号

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の六第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一項中（一三）を（一四）とし、（一二）を（一三）とし、（一一）を（一二）とし、（一〇）を（一一）とし、（九）を（一〇）とし、（八）を（九）とし、（七）を（八）とし、（六）の次に次のように加える。

政令

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年二月十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百六十五号」を「第百六十六号」に改め、同条に次の一号を加える。

百六十六　放射線監視設備整備臨時特別交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　安住　淳

文部科学大臣　平野　博文

内閣総理大臣　野田　佳彦